

令和5年5月23日（火）

教育委員会事務局

高校教育課 教科指導係

電話：027-226-4649 内線：4648

義務教育課 夜間中学準備室 夜間中学準備係

電話：027-897-2698 内線：4623

群馬県立学校教科用図書採択方針の一部改正について

本県の県立学校の教科書採択については、平成14年4月に教育委員会で決定した教科用図書採択方針に基づき、実施されております。

来年度（令和6年度）に各県立学校で使用する教科書については、前年度である今年度（令和5年度）に各校から申請され、8月までに採択する教科書が決定されます。

本件は、来年度（令和6年度）に群馬県立みらい共創中学校が開校されることから、「群馬県立学校教科用図書採択方針」に群馬県立中学校を追記し、改正するものです。

群馬県立学校教科用図書採択方針

平成14年4月19日 教育委員会決定
(令和5年5月23日 最終改正)

1 趣 旨

この方針は、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教科用図書の採択に関し基本的事項を定めるものである。

2 採択の一般方針

- (1) 教科用図書の採択は、関係法令及びこの方針の定めるところに基づき、公正かつ適正に実施するものとする。
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部の教科用図書の採択に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。
 - ア 教科用図書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択する。
 - イ 学校の教育目標、生徒の能力・適性等に応じた適切なものを採択する。
 - ウ 採択を決定した教科用図書は、次の場合を除き、変更しない。
 - (ア) 学校の教育課程が変更された場合
 - (イ) その他、特別な事情が生じた場合
- (3) 中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に当たっては、県教育委員会が定める教科用図書採択基準によるものとする。

3 教科書調査委員会

- (1) 設置
教育長は、各教科等について、それぞれ複数の調査員で構成される教科書調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、教科用図書の採択に関する調査研究を実施させるものとする。
- (2) 調査研究
委員会は、次に掲げる調査研究を行う。
 - ア 教科用図書に関する資料の作成
 - イ 採択申請の調査に関する資料の作成

4 校長による採択希望教科用図書の選定

- (1) 選定組織の設置
校長は、学校内に、採択を希望する教科用図書の選定を検討させるための組織を設置し、この組織の検討結果を基に、教育長に対して採択申請を行うものとする。
- (2) 選定の基準
教科用図書の選定に当たっては、委員会が作成した教科用図書に関する資料に基づくとともに、学校の教育課程の編成・実施に十分配慮するものとする。

5 教育長による採択

教育長は、校長からの採択申請を受け、委員会が作成した教科用図書に関する資料及び採択申請の調査に関する資料に基づき、教科用図書を採択するものとする。

6 教育長への委任事項

委員会の設置・運営、教科用図書の採択及び採択の変更に関し必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附則

この採択方針は、平成15年度使用教科用図書の採択から適用する。

附則

この採択方針は、平成16年度使用教科用図書の採択から適用する。

附則

この採択方針は、平成20年度使用教科用図書の採択から適用する。

附則

この採択方針は、令和6年度使用教科用図書の採択から適用する。

群馬県立学校教科用図書採択方針新旧対照表 (下線部が改正部分)
(平成14年4月19日教育委員会決定)

改 正 後	現 行
<p>最終改正 令和5年5月23日</p> <p>1 趣 旨 この方針は、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教科用図書の採択に関し基本的事項を定めるものである。</p> <p>2 採択の一般方針 (1) 教科用図書の採択は、関係法令及びこの方針の定めるところに基づき、公正かつ適正に実施するものとする。 (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部の教科用図書の採択に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。 ア 教科用図書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択する。 イ 学校の教育目標、生徒の能力・適性等に応じた適切なものを採択する。 ウ 採択を決定した教科用図書は、次の場合を除き、変更しない。 (7) 学校の教育課程が変更された場合 (4) その他、特別な事情が生じた場合 (3) 中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に当たっては、県教育委員会が定める教科用図書採択基準によるものとする。</p> <p>3 教科書調査委員会 (1) 設置 教育長は、各教科等について、それぞれ複数の調査員で構成される教科書調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、教科用図書の採択に関する調査研究を実施させるものとする。 (2) 調査研究 委員会は、次に掲げる調査研究を行う。 ア 教科用図書に関する資料の作成 イ 採択申請の調査に関する資料の作成</p> <p>4 校長による採択希望教科用図書の選定 (1) 選定組織の設置 校長は、学校内に、採択を希望する教科用図書の選定を検討させるための組織を設置し、この組織の検討結果を基に、教育長に対して採択申請を行うものとする。 (2) 選定の基準 教科用図書の選定に当たっては、委員会が作成した教科用図書に関する資料に基づくとともに、学校の教育課程の編成・実施に十分配慮するものとする。</p> <p>5 教育長による採択 教育長は、校長からの採択申請を受け、委員会が作成した教科用図書に関する資料及び採択申請の調査に関する資料に基づき、教科用図書を採択するものとする。</p> <p>6 教育長への委任事項 委員会の設置・運営、教科用図書の採択及び採択の変更に関し必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p>附則 この採択方針は、平成15年度使用教科用図書の採択から適用する。 附則 この採択方針は、平成16年度使用教科用図書の採択から適用する。 附則 この採択方針は、平成20年度使用教科用図書の採択から適用する。 附則 この採択方針は、令和6年度使用教科用図書の採択から適用する。</p>	<p>最終改正 平成19年3月28日</p> <p>1 趣 旨 この方針は、県立の_____高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教科用図書の採択に関し基本的事項を定めるものである。</p> <p>2 採択の一般方針 (1) 教科用図書の採択は、関係法令及びこの方針の定めるところに基づき、公正かつ適正に実施するものとする。 (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部の教科用図書の採択に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。 ア 教科用図書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択する。 イ 学校の教育目標、生徒の能力・適性等に応じた適切なものを採択する。 ウ 採択を決定した教科用図書は、次の場合を除き、変更しない。 (7) 学校の教育課程が変更された場合 (4) その他、特別な事情が生じた場合 (3) _____中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に当たっては、県教育委員会が定める教科用図書採択基準によるものとする。</p> <p>3 教科書調査委員会 (1) 設置 教育長は、各教科等について、それぞれ複数の調査員で構成される教科書調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、教科用図書の採択に関する調査研究を実施させるものとする。 (2) 調査研究 委員会は、次に掲げる調査研究を行う。 ア 教科用図書に関する資料の作成 イ 採択申請の調査に関する資料の作成</p> <p>4 校長による採択希望教科用図書の選定 (1) 選定組織の設置 校長は、学校内に、採択を希望する教科用図書の選定を検討させるための組織を設置し、この組織の検討結果を基に、教育長に対して採択申請を行うものとする。 (2) 選定の基準 教科用図書の選定に当たっては、委員会が作成した教科用図書に関する資料に基づくとともに、学校の教育課程の編成・実施に十分配慮するものとする。</p> <p>5 教育長による採択 教育長は、校長からの採択申請を受け、委員会が作成した教科用図書に関する資料及び採択申請の調査に関する資料に基づき、教科用図書を採択するものとする。</p> <p>6 教育長への委任事項 委員会の設置・運営、教科用図書の採択及び採択の変更に関し必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p>附則 この採択方針は、平成15年度使用教科用図書の採択から適用する。 附則 この採択方針は、平成16年度使用教科用図書の採択から適用する。 附則 この採択方針は、平成20年度使用教科用図書の採択から適用する。</p>